

なんぶ

夏
2009

発行：東京南部法律事務所
〒144-8570
東京都大田区蒲田5-15-8
蒲田月村ビル4F
Tel. 03-3736-1141
Fax. 03-3734-1584
<http://www.nanbu-law.gr.jp>



撮影／田村幹彦

「アンの精神を今に」



赤毛のアン記念館・村岡花子文庫を訪ねて

4歳の娘とテレビを見ていたと懐かしいアニメソングが流れてきた。私も子供の頃大好きだった「赤毛のアン」だ。見ているうちに娘もあつという間にアンの世界の虜になってしまったようだ。私も懐かしさでいついかになり図書館に文庫本を探しに行った。読んでみると娘が興味津々で寄ってくるので、2章読みきかせてあげるとじつと聞いている。4歳の子供が理解するにはまだまだ難しい話だが「アンのお話」と聞いて聞き漏らすまいと一生懸命耳を傾けている。アンの想像豊かな世界はこんな小さな子にも魅惑的なのだ。

カナダのアンが日本へ

1908年、赤毛のアンの原書である「Anne of Green Gables」がカナダで出版された。赤毛で孤児でそばかすだらけの女の子。それでも想像豊かで明るく生きてゆく少女の話は一躍ベストセラーになった。日本で赤毛のアンが初めて出版されたのはそれよりもずっと後の1952年。戦前、「平和が訪れた時、この本をあなたの手で日本の少女たちに紹介してください」とカナダ人宣教師から本を託された翻訳家・児童文学者の村岡花子（1893～1968）さんが戦時中にも



書斎にて。左から孫の村岡美枝さん、恵理さん。「家族で楽しめる本を、という祖母の思いをみなさんに伝えていきたい」と語る。

かわからず翻訳活動を続け、戦後出版にこぎつけたのだ。

大森で生まれた日本語版アン

1919年、結婚を機に住み始めて以来、亡くなるまで大森で執筆活動を続けた村岡花子さんの晩年の書斎を再現している「赤毛のアン記念館・村岡花子文庫」が大田区中央にあると聞いて訪ねてみた。JR大森駅からバスに乗ること10分。お孫さんの美枝さん、恵理さんが1991年から訪れるフアンの方に月2、3回ほどオープンハウスという形で公開しているのだ。幸いにも関東大震災や空襲による焼失を免れた村岡さんの数多くの蔵書が書棚に並べられ、赤毛のアンの初版本をはじめ、いくつもの出版社から出された赤毛のアンが飾られていた。ガラスのケースの中には赤鉛筆で校正が入った赤毛のアンの翻訳原稿が保管され、生前の村岡さんの執筆していた姿が想像される。「祖母の明治、大正、昭和と激動の時代を生きてきた道や、赤毛のアンの出版に託した思いをお話したり、フアンの方とアンについての思いを語り合っています」と美枝さん、恵理さんは話す。訪れる人は1952年出版当時夢中になったであ

ろう、50代、60代の方が中心だが、中には親子三代で参加される方もいるという。

魅惑的な日本語版アンの世界

100年たった今も読み継がれる赤毛のアンの魅力はいったい何なのか恵理さんに聞いてみた。「孤児の女の子で欠点も多いけれども、欠点ですら長所に変えていくエネルギー、想像力の豊かさ、毎日の日常を特別なものに変えてしまうアンの一言一言が、物質的には貧しかった戦後の女性や子供たちに夢や力を与えたのではないのでしょうか。」

今ではいろいろな人の訳も出ている赤毛のアンだが、馬込文士の一にも数えられる村岡さんの訳文は古風ながらも美しい日本語の響きが残っていて、短歌や漢文の知識が豊富な村岡さんならではの「赤毛のアン」だ。キルトを「刺し子」、パフスリーブを「ふくらんだ袖」、パッチワークを「継ぎもの」といったように、欧米の文化も浸透していない時代にその言葉のニュアンスを何とか伝えようと苦心した様子もうかがえる。中でも私が一番気に入ったのはアンがジュースと間違え



はアンがジュースと間違え



村岡さん直筆の赤毛のアン翻訳原稿。村岡さんは空襲の際も原書と原稿用紙を風呂敷に包み、防空壕に避難して守り抜いた。左は初版本。なにか金髪の少女が表紙に描かれている。

アンが我が家に

しばし自分の少女時代の思い出に浸る家に帰ると、「赤毛のアンごっこ」にふける娘がイスの上に立ち「私、アン・シャリー」などつぶやいている。ここにも小さなアンがいる。もう少し大きくなったら自分で読んでね。それまでは私が噛み砕きながら読み聞かせてあげよう。（事務局 中野明日香）

MEMO

赤毛のアン記念館・村岡花子文庫
昨年原書出版100周年で、全国各地で赤毛のアン記念展が開催されていた関係で資料を貸し出していたため休館中だったが、オープンハウスは8月から再開され、事前予約制で月2、3回開催されている。詳細はホームページ（http://club.pep.ne.jp/r/miki/index_j.html）をご覧ください。

参考文献
「アンのゆりかご―村岡花子の生涯」
（村岡恵理著 マガジンハウス）

残暑お見舞い 申し上げます

お変わりなくお過ごしでしょうか。地球温暖化という言葉が、身をもって実感されるような暑さが続きます。なによりも健康を損なわないようにしましょう。事務所は、昨年開設四〇周年でした。当時は、労働争議、土地や建物の立ち退きなどでてんでこ舞いでした。そして今、倒産、解雇が続きます。この国はどうなっていくんでしょうか。もう一度、終戦の頃のあの混乱に耐えたことを思い出しましょう。心配だけでもありません。力を合せて、不足、不満を解消していきましょう。

二〇〇九年八月

向 武男

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 弁護士 | 大森 夏織 | 杉尾健太郎 | 宮川 泰彦 |
| 小貫 陽介 | 塚原 英治 | 向 武男 | |
| 海部 幸造 | 長尾 詩子 | 山口 幸彦 | |
| 清見 栄 | 永野 靖 | 泉 | |
| 坂井 興一 | 早瀬 薫 | | |
| 佐藤 誠一 | 船尾 徹 | | |
| 芝田 佳宜 | 堀 浩介 | | |
| | 事務局一同 | | |

原爆症訴訟

東京高裁で画期的判決！

弁護士 芝田 佳宜

か、国は被爆者の病気をなかなか「原爆症」とは認定しませんでした。この原爆症認定を求めて全国的に集団提訴したのが原爆症認定集団訴訟です（その詳細は、「ドキュメント 裁判と人権」東京南部法律事務所編 240頁以下をご覧ください）。

●判決内容

この東京高裁判決は、国の被爆者行政を断罪する18回目の判決となりました。その内容面でもこれまでの裁判所の判決の集大成といってもよいものでした。判決は疾病の放射線起因性について、概要、疾病の放射線起因性を認める見解と認められないとする対立する見解があったとしても、認められないとする見解が確立した不動の科学的知見でないかぎり、全証拠を総合的に判断して、疾病の放射線起因性を認めることができる場合がある、としました。

このような観点に立ち、高裁判決は、新基準において積極的認定疾病（国が放射線起因性を認めている疾病）とはされていない肝機能障害と甲状腺機能低下症についても放射線起因因して発症する疾病

協議会）・原告団・弁護団は、原爆症認定問題を終局的に解決すべく、国に対して全面解決を求めています（無料動画投稿サイト You Tube にも被爆者の訴えが投稿されています）。

6月9日には国側がこの高裁判決に対して上告を断念し、この高裁判決が確定しました。また、6月9日の午後には外添厚生労働大臣との面談が実現しました。しかし、現時点（7月4日時点）では全面解決の具体的道筋は明らかにはなっておりません。原告30人中、約半数の14人は既に亡くなっております。速やかなる全面解決のため皆さまのご支援をよろしく願います。



東京高裁での控訴審判決で勝利し喜ぶ原告被爆者支援者たち

事件簿

●2009年

本年（2009年）5月28日、東京高裁判所第4民事部（稲田龍樹裁判長）は原爆症認定集団訴訟の東京第一次訴訟の控訴審判決を言い渡しました。一番の東京地裁判決では、原告30人のうち21人が勝訴（却下処分を取り消し）しましたが、残念ながら残りの9人が敗訴しました。一番判決後の2008年4月に国は「新しい審査の方針」（新基準）を策定し、より広い範囲の被爆者を原爆症と認定するようになりました。今回の東京高裁判決では、新基準によっても認定されなかった10人の未認定原告のうち9人についても勝訴し、30人中29人が原爆症認定を勝ち取るというまさに画期的判決でした。

●原爆症認定集団訴訟とは

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（いわゆる被爆者援護法）によって、被爆者が、①放射線に起因する疾病に罹患し、②医療を要する場合には、厚生労働大臣が「原爆症」と認定し、医療の給付と医療特別手当の支給を行う制度となっています（原爆症認定制度）。し

STOP

「痴漢冤罪」

沖田国賠訴訟のたたかい

弁護士 安原幸彦

●1999年6月2日

この日の午後11時30分ころ、沖田光男さん（当時57歳）は、帰宅途中の中央線の車内で、携帯電話で長話をしていた若い女性に「電車の中で携帯電話は止めなさい」と注意しました。女性は「わかったわよ」と切り口上に返事をして、電話を切りました。車内には気まずい雰囲気

が流れました。約10分後、最寄り駅の国立駅で下車して自宅に向っていた沖田さんは、いきなり警察官に逮捕されました。女性が駅の交番に駆け込み、痴漢被害を訴えたのです。警察官は「女がやられたと言えば逮捕など要らないだよ」と怒鳴りつけ、沖田さんをパトカーに押し込んで、立川警察署に連行しました。

●釈放・不起訴

沖田さんはそれから9月22日まで20日間、身柄を拘束されました。その間、警

察官や検察官に無実を訴えましたが、全く聞き耳を持ってもらえませんでした。

一方、「被害」女性は、検察官との出頭の約束もすっぽかし、ついには連絡も取れなくなりました。携帯電話の相手から事情を聴くと、「被害」女性の言っていることと随分食い違っていました。やむなく検察官も沖田さんの身柄を釈放し、その後不起訴としました。

●このままでいいのか：国賠訴訟へ

釈放され、不起訴となった沖田さんは、悩みました。こんな嫌なことは忘れてしまいたい、しかしこんな理不尽なことはない、「被害」女性も警察・検察も謝りもしない、このままでいいのか。そんな時に、私は沖田さんの勤務先の労働組合の法律相談で沖田さんとお会いしました。そして、事件をのりこ



破棄差戻判決を受けて挨拶する沖田さん。左端が筆者

国家賠償訴訟を勧めました。その後、沖田さんは、国民救援会や多くの仲間と相談し、訴訟を起こすことを決意しました。私も志願して弁護団に加えていた

きました。

●1審敗訴・2審敗訴、最高裁へ

ところが、驚くべきことに、1審・2審の裁判官は、またも「被害」女性の言分を鵜呑みにして、沖田さんが痴漢をしたと認定しました。刑事では不起訴になりながら、民事で有罪にされてしまったのです。訴訟を勧めた私にも重い責任があります。崖っぷちの最高裁で懸命に1審・2審判決の誤りを論証しましたが、不安はつるばかりでした。最高裁から判決の見直しを意味する「弁論を開く」という連絡を受けた時の気持ちは何とも表現できません。

●破棄差戻し

最高裁は、1審・2審判決が、携帯電話の相手方を尋問しないまま、「被害」女性の言い分を鵜呑みにした点を咎めて、裁判を破棄して差戻しました。差戻審では、その尋問が行われ、沖田さんの「無実」はより明らかになりました。沖田さんの冤罪が晴れる日は近いでしょう。しかし、油断はできません。残念なことには、最高裁は、警察・検察の責任は不問にしました。今後痴漢冤罪を無くしていくには、この横暴な捜査の在り方を正していかなければなりません。

ソマリア沖への自衛隊派兵、「海賊対処法」と「グローバル安保」

弁護士 海部 幸造

(新しく作られた防衛省のロゴマーク)



防衛省ホームページより
「緑の部分は、26万人の隊員からなる防衛省を表しています。隊員の両腕に守られている青い球の部分は、地球を表しています。…略…」
自衛隊を地球規模どこへでもいつでも派兵できるってこと…?!

1 「海賊対処法」の「再議決」強行

六月十九日、自民・公明両党は、参議院で否決された「海賊対処法案」を衆議院で「再可決」し、三分の二以上の賛成で同法案を成立させました。海賊に対処するためとの理由でソマリア沖まで自衛隊派遣を強行したこと、そして「衆議院での再可決」といった無理をしてまで通したこの「海賊対処法」は、どのような意味を持っていたのでしょうか。その背景には、米軍の地球規模の再編と、それに伴って進められている自衛隊の再編、在日米軍基地の再編があります。まずはこの点から見てみましょう。

2 「グローバル安保」と自衛隊・在日米軍基地の再編

二〇〇六年五月、日米安全保障協議委員会(いわゆる「2+2」)は、「グローバル安保」を確認し、その実行に向けての最終合意文書「再編実施のための日米ロードマップ」を発表しました。

「グローバル安保」とは、日米安保体制を再度定義し直して、日米の軍事同盟関係を地球規模のものとするものです。

それは、米軍を、北東アジアから中東にかけての「不安定の弧」と呼ばれる地帯のどこであれ、グアムや日本から素早く軍事介入できるよう再編成し(その本当のねらいは中国の封じ込めだと見られています)、その米軍の再編成を補完する形で自衛隊と在日米軍基地の態勢をつくらうとするものです。このことは、「2+2」の最終報告後の共同会見での次のような発言に端的に示されています。

「より協力で持続可能な日米同盟を作る努力に込めるもの。地球規模のパートナーシップを示した。」(ライス国務長官・当時)「太平洋における安定的で持続可能な米軍の前方展開に基づく同盟の永続的な能力を確保する。我々は日本の自衛隊の再編も同時に行い、それが米側の再編を補完し、以前にもまして作戦上の調整を図ることになる。」(ラムズフェルド国防長官・当時)

こうした基本方針に沿って定められた「日米ロードマップ」の主な骨子は、①普天間基地をキャンプシュワブ沿岸部に移設。②沖縄の海兵隊約八〇〇〇人をグアムに移転。③米陸軍第一軍団を米国から

制を大きく逸脱したものでした。

5 「恒久派兵法」を目指す海賊対処法案

こうした状況の中で衆議院での再議決が強行された「海賊対処法」案には、次のような大きな問題があります。第一に、同法案は、「海賊対処」の口実のもと、いつでも、どこへでも自衛隊を派遣することができる「恒久法」であり、派遣の都度国会でその為の法律を審議する「特措法」方式の制約を取り払おうとするものです。第二に、武器使用についてもその使用要件を質的に緩和しています。これまで「特措法」は、自分たちの「生命・身体への防衛、防御のため」といった防衛的な場面でしか武器使用を認めませんでした。しかし海賊対処法は、海賊船と見られる船の逃走の防止などの「任務遂行のための武器使用」それも船体への威嚇射撃が可能とされています。第三に、同法では防衛大臣が「対処要綱」を作成して内閣総理大臣の承認を得ればよく、内閣総理大臣は承認したときおよび海賊対処行動が終了したときに国会に報告するだけで、自衛隊の軍事行動に対する国会によるコントロールは著しく形骸化されています。第四に、保護する船舶は外国船舶も含むので、関連各国と連携して武力を行使することになる可能性が高く、集団的自衛権の問題が出てくる。

その派兵の法的根拠も極めて大きな問題をはらんでいました。政府は、今回の派兵根拠は自衛隊法八二条(海上における警備行動)としていますが、八二条はあくまでも我が国沿岸における警備行動を想定したものであって、ソマリア沖など遠洋での自衛隊の活動の根拠となるものではありません。そうであるからこそ、派兵根拠となる「海賊対処法」を制定しようとしたはずなのに、政府・与党は、その国会審議も全くなされないうちに「当面の緊急的措置」と称して派遣を強行してしまいました。しかも、派遣期間さえ明らかにされず、国会への報告や承認も全くありません。あまりにも乱暴に法と国会を無視したものであり、文民統

ら神奈川県のカンパ座間に移転すると共にここに陸自中央即応集団司令部を併置。④現在米第五空軍司令部がある横田基地に航空自衛隊航空総体司令部を移転するとともに日米統合運用調整所を設置。⑤空母艦載機部隊を厚木基地から岩国基地に移転。等です。③、④などは、自衛隊が米軍と一体化し、「補完部隊」として組み込まれることを具体的に示すものです。

3 「グアム協定」

四月に自民・公明両党が衆議院本会議で野党の反対を押し切って可決承認した「グアム協定」は、この「日米ロードマップ」を再確認し、実行していくための協定です。

グアム協定は、沖縄に駐留する米軍海兵隊の内八〇〇〇人の移転を可能とするグアムにおける施設、基盤整備の為に、日本が、直接的に提供する資金二億八千万ドルを含む六〇億九〇〇万ドルを米国に提供すると約束したものです。この海兵隊のグアム移転は、沖縄の新基地建設等とも相俟って、「海兵隊の緊急事態

ぐに自衛隊を派兵できる「海外派兵恒久法」の制定が目論まれています。

こうした動きは、グローバル安保を進める米国の強い要請によるものです。米国の対日政策の基本文書ともいえる「アミテージ・レポート」(第二次)では、日本に対して、「情勢が必要とするときは直ちに自衛隊を派遣できるようにより柔軟性をもった「成熟したパートナー」になることを求める」「集団的自衛権に関する日本国内の決定如何に関わらず、より高いレベルでの作戦統合の強化・拡大が行われるべきである」と述べています。ソマリアへの派兵も、「海賊対処法」も、「恒久派兵法」も、こうした米国の要請に応えるためのものであり、憲法九条の空洞化を更に推し進めようとするものに他なりません。

6 平和憲法の下でしかできない国際協力の途

ソマリアの海賊問題は、同国の内戦と無政府状態、外国船による魚の乱獲や海洋不法投棄、それによる困窮した漁民の海賊化と軍閥の参加等々の複雑な問題に根ざしたものです。そうであれば、日本は、問題の根本的解決に向けて、憲法の平和原則に則って経済的支援、民政支援等の平和的手段によるソマリアの復興のための援助をこそ徹底すべきです。日本国憲法の平和条項の下で、そうした立場でしかできない国際協力の途を發展させることこそが重要だと思われま

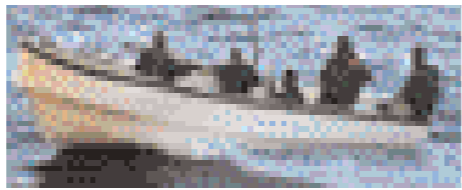
への対応能力の強化や、それらの能力のハワイ、グアムおよび沖縄の間での再分配(〇五年一〇月在日米軍再編「中間報告」)を行おうとするものです。ですから、グアム協定は、あくまでも沖縄の海兵隊新基地建設(辺野古沖)が移転の条件だとしています。つまり、グアム協定は、日本が米軍の世界戦略体制づくりを支持し経済的にも支援する、ということに他なりません。

しかも、この「海兵隊の八〇〇〇人移転」は、現在の沖縄の海兵隊の定員一万八〇〇〇人を一万人に減らす、というものでしかありません。沖縄県によれば、純減は三〇〇〇人に留まるとの見方もあります。そもそも、外国の基地建設の費用を負担する国など日本の外に世界のどこにもありません。多くの国民が福祉の切り捨てや貧困の拡大の中であえいでいる現在、こんなことに総額約六一〇億円もの資金(税金)を提供するなど、認められることではありません。

4 ソマリア派遣と「文民統制」の形骸化

三月、政府は海賊に対処するためとし

これが海賊船。装備は手持ちの機関銃とせいぜいロケットランチャー。こんな小さな海賊船を掃討するのに、こんな大きな護衛艦が必要だと思いませんか？



護衛艦「さざなみ」

全長：151メートル
全幅：17.4メートル
兵装：127ミリ砲1門、対艦ミサイル発射装置、3連装魚雷発射管2基、対艦誘導ミサイル4連装発射筒2基、CIWS(対空防衛システム)2基



弁護士 大森夏織

唐突ですが、住民税をそれなりの額、期限も守り、東京都に納めてきました。そこそこ真面目に働き、格別の貢献もしていませんが、特に悪いこともしていません。オリンピックも楽しんでいないはず。オリンピック観戦は大好きです。開会式も閉会式も、最初から最後まで観ます。こんな一都民である私が、声を大にして申します。



「オリンピックの身代金」 奥田英朗 著 角川書店

その1。東京都へのオリンピック招致には絶対反対です。私たちが、額に汗して納めた税金は、「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条)の実現、つまりは、子どもたちのすこやかな教育環境整備、医療の充実、雇用の確保、老後対策などのために使ってもらわなければ困ります。明日をも知れぬもろもろの不安を抱えた日常では、せっかくのオリンピックも楽しめませんから。ちなみに、「オリンピックの身代金」をお読み下さい。奥田英朗、いつもながら才能ある！と感心しました。その2。とはいえ、パンダは必要です。これへの出費は認めましょう。理由は、ドラマ「ラブシャッフル」をご覧下さい。野島伸司、やればできるじゃん！と久しぶりに思いました。その3。どちらも都知事と見解が逆？そうですね。投票も支持もしたことはありませんし、逆で結構です。

おわり



『グラン・トリノ』

弁護士 坂井 興一



族一家の少年タオに遺贈し、悪しくアメリカナイズされた同族の荒れるガキどもから一家を守るべく無法銃の前に出ていく…。いつものガンマンのやり方とはアベコベだが、どうやらそうするしかない、義侠の運命が導くなら殉じるしかないじゃないか…と云ったもの。徹底したエゴの城の住人が、人の尊厳が無様に侵されるのを黙って見過ごしできるか！そこには親子・他人もなく、人種の隔たりもない根源的な愛から来る意気地があるばかり。これが男イーストウッド、人生決着のつけ方なのか。ともあれコピーライター諸君はどうして名作を隠して独り占めするような陳腐コピーを作るのか。まさか、もしかして、これも作戦？

図書館本好きに並行して、アラ還の頃から映画好きになった。隣り街川崎の同級生市長A君自慢のチネチッタなどのシネコンでは、いつでも幾つも同時上映していて、映画評がマアマアだと軽い気持ちで覗いてみようかとなり、これはと云うのはあらかた見てしまったか。結果分かったことは、「レッドクリフ」(三国志・赤壁の戦い)も含め、評判・ハデハデ、凄そう・楽しそうなので、見るべき程のものではなくて、ことにハリウッド作り物大作分野のマンネリは目を覆



ドキュメント 「裁判と人権—労働者・市民とともに—」を出版しました。

私たちは、事務所が2008年に創立40周年を迎えるにあたって、これまでの仕事・活動と私たちの思いを、多くの労働者・市民の皆さん、またこれから法律家を目指す学生の皆さんに届けたいと考え、本をつくりました。事務所に在籍する弁護士18人全員が執筆し、最近15年くらいの間に事務所の弁護士が関わってきた30の裁判をまとめています。人権というのは憲法の条文に書かれていればいつでも保障されるというものではありません。教育の現場で国旗・国歌が強制されている状況をみれば明らかです。憲法の条文を実質化

せる動きがなければ保障もされないのです。憲法はたたかいとらなければなりません。具体的な実践が必要であり、その一つが裁判でのたたかいです。「労働者の権利を守って」「思想信条の自由・政治活動の自由を求めて」「医療事故・薬害・公害」「戦争被害」「えん罪との闘い」「市民・消費者の立場から」の6章にまとめられた裁判の紹介を通して、現在の権利状況や社会の動き、それに応じた人権を闘い取る活動を読み取っていただき、これからも、事務所とともにそれらの活動にご参加いただければ幸いです。

事務所から



ドキュメント 裁判と人権 労働者・市民とともに 日本評論社 定価2,100円+税

自由法曹団東京支部幹事長 就任のご挨拶

弁護士 佐藤誠一

今年の2月、自由法曹団東京支部幹事長に就任しました。任期は2年間です。自由法曹団は、国家権力や警察権力と対峙し、平和と民主主義、労働者の権利擁護の担い手となろうとする弁護士の団体です。全国に弁護士は25,000人いますが、そのうち1,900人が自由法曹団に加入しており、弁護士の任意団体としては全国一の規模を誇ります。公害、原爆症、中国残留孤児、生存権、派遣切り等の訴訟で、被害者サイドに立って活躍しています。若手の加入が相次ぎ、活動はますます活発になっています。東京支部は、460人の団員を擁し、そのまとめ役である幹事長は、苦勞もありますがやりがいのある役職です。よろしくご支援ください。

医療事故調査機関の早期設立を求める 署名へのご協力御礼

弁護士 大森夏織

皆様方におかれましては、医療問題弁護団がキャンペーンをしている標記署名へご協力をいただき、まことにありがとうございます。おかげさまで、当事務所に約3800筆のご署名をお寄せいただき、感謝に堪えません。トータルでは数万筆の署名をいただいております。医療安全を願うひとりひとりの思いを強く感じております。

皆様から寄せられた声は、次期通常国会開催にむけ、効果的に活用させていただく所存です。

署名お願いを含む本キャンペーン活動は、さらに活発に行っています。

引き続きご協力ご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

●事務所休業のお知らせ

8月14日・15日はお盆休みのため、9月4日・5日は事務所研修のため、事務所を休ませていただきます。